

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（土曜日は翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 災害救助法施行細則
- ◇告示 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業計画書の縦覧

種畜の廃用
種畜証明書の書換え

国民健康保険療養取扱機関の申出の受理
国民健康保険医の登録
他の都道府県の療養取扱機関となる申出の受理

基準給食設備の承認
健康保険医の登録
医療機関の指定

牛の肝てつ検査及び駆除
牛のピロプラズマ病検査及びダニ駆除の実施

- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の実施
- 昭和三十五年鳥取県立保育専門学院入学試験の合格者
- 一時保護をした児童の所持していた物品の返還
- ◇広告 鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込み

規則

災害救助法施行細則をここに公布する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則（昭和二十三年一月鳥取県規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、非常災害

に際して行なう救助に関して必要な事項を定めるものとする。

(被害状況の報告)

第二条 非常災害に際し、市町村における被害が、法の適用基準に達したとき又は達する見込みであるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による適用基準は、別表第一のとおりとする。

(市町村長の救助)

第三条 市町村長は、非常災害の事態が急迫して、知事による救助の実施をまつことができないときは、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第八条の規定により、救助に着手することができる。

2 前項の規定により市町村長が救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けなければならない。

(救助組織)

第四条 法第二十二條第二項の規定による救助組織は、別表第二のとおりとする。

(救助の程度方法及び期間)

第五条 令第九条の二項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第三のとおりとする。

(保管命令又は収用等の公用令書)

第六条 災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号の定めるところにより作成しなければならない。

一 公用令書は様式第一号から様式第一号の四までによること

二 公用変更令書は様式第二号によること

三 公用取消令書は様式第三号によること

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、様式第四号により作成する強制物件台帳に登録しなければならない

ない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

(保管命令又は収用等の公用令書の受領)

第七条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを返さなければならない。

(所有者、占有者の立会)

第八条 規則第二條第三項の規定により当該吏員が受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の受領調書は、様式第五号により作成しなければならない。

(損失補償)

第九条 規則第三條の規定による損失補償請求書は、様式第六号により作成しなければならない。

2 損失補償請求書の提出があつたときは、又はこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令による公用令書)

第十条 規則第四條の規定による公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号の定めるところにより作成しなければならない。

一 公用令書は様式第七号によること

二 公用取消令書は様式第八号によること

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、様式第九号により作成する救助従事者台帳に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を受付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(従事命令による公用令書の受領書)
 第十一条 第七条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の場合に準用する。
 (事故による届出)

第十二条 規則第四条第二項の規定による届出は、次の各号の一に掲げる書類を添付して行なわなければならない。
 一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他さけることができない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他の関係公務員の証明書

(実費弁償の程度)
 第十三条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第四のとおりとする。

(実費弁償の請求)
 第十四条 規則第五条の規定による実費弁償請求書は、様式第十号によらなければならない。

(立入検査証票)

第十五条 法第二十七条第四項の規定により、当該吏員が立入検査を行なう場合に携帯すべき証票は、様式第十一号により作成しなければならない。

(扶助金の請求)

第十六条 規則第六条の規定による扶助金支給申請書は、様式第十二号によらなければならない。

2 休業扶助金及び打切扶助金の請求にかかる扶助金支給申請書には、次の各号に掲げる区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。
 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかっているための従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において規則第六

条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を受けた旨の市町村長その他の関係公務員の証明書を添付しなければならない。

(委任事項の報告)

第十七条 法第三十条の規定により委任を受けた市町村長が、その職務を行なつたときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 鳥取県災害救助隊規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第十六号)は、廃止する。

別表第一

法の適用基準

一 法による救助は、同一の非常災害による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行なうものとする。

- 1 全壊、全焼、流失等により、住家の滅失した世帯

(以下「被害世帯」という。)が当該市町村人口に
 応じ、それぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市町村の人口	被害世帯数
五、〇〇〇人以上	三〇世帯
一五、〇〇〇人以上	四〇世帯
一五、〇〇〇人以上	五〇世帯
三〇、〇〇〇人以上	六〇世帯
五〇、〇〇〇人以上	八〇世帯
一〇〇、〇〇〇人以上	一〇〇世帯
三〇〇、〇〇〇人以上	一〇〇世帯

2 被害世帯数が1の世帯数に達しないが、被害が二以上の市町村の区域にわたり、当該被害世帯が一、〇〇〇世帯数以上に達した場合であつて、その市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に
 応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市町村の人口	被害世帯数
五、〇〇〇人以上	一五世帯
一五、〇〇〇人以上	二〇世帯
五、〇〇〇人以上	一五世帯
一五、〇〇〇人以上	二〇世帯

一五、〇〇〇人以上	三〇、〇〇〇人未満	二五世帯
三〇、〇〇〇人以上	五〇、〇〇〇人未満	三〇世帯
五〇、〇〇〇人以上	一〇〇、〇〇〇人未満	四〇世帯
一〇〇、〇〇〇人以上	三〇〇、〇〇〇人未満	五〇世帯

- 3 被害世帯数が1又は2の世帯数に達しないが、被害が二以上の市町村の区域にわたり、当該被害世帯が五、〇〇〇世帯数以上に達した場合であつて、市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- 二 市町村の被害が一の基準に該当しないが、次の各号の一に該当し、特に救助を必要とするときは、救助を実施することができる。
 - 1 被害世帯がある地域が他の衆落から隔離又は孤立している等交通の不便な地域であつて、救助を要する状態にあるとき。
 - 2 被害世帯が衆落をなし、その世帯が二以上の市町村の区域にまたがっている場合であつて、その合算した被害世帯数が当該関係市町村の平均人口に応じ、

- 一の1に示す世帯数以上に達したとき。
- 3 当該災害前に一の基準に該当する災害を受け、それに対する救助が未だ完了していない場合において、現に救助を必要とするとき認められるとき。
- 4 時間的に接近して二以上の災害が発生し、それぞれ被害世帯数が一の1に示す世帯数に達しないが、合算すればこれ以上に達するとき。
- 5 その他被害状況が前各号に準ずる場合で救助を要する状態にあるとき。
- 三 一及び二の適用については住家が半焼、半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯については、一世帯をそれぞれ半焼、半壊にあつては、全焼、全壊、流失等の二分の一世帯、床上浸水にあつては三分の一世帯として被害世帯とみなす。

別表第二

法第二十二條第二項の規定による救助組織
一 法第二十二條の規定により鳥取県災害救助隊（以下

「救助隊」という。）を設け、その本部を鳥取県厚生労働部厚生援護課に置く。

二 救助隊の構成員は、次のとおりとする。

- 隊 長
- 副 隊 長
- 部 長
- 支 隊 長
- 分 隊 長
- 隊 員

- 1 隊長は、知事がこれに当り、隊を統轄し、隊務を総理する。
- 2 副隊長は、総務部長をもつてあて、隊長を助け、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、県若しくは関係行政庁の職員又は日本赤十字社鳥取県支部の役員のうちから知事が任命又は委嘱し、隊長の命を受けてその部の事務を掌理する。
- 4 支隊長は、県の福祉事務所長及び市長をもつてあ

て、隊長の指揮を受けて支隊を統轄し、その隊務を掌理する。

- 5 分隊長は、町村長をもつてあて支隊長の指揮を受けて分隊を統轄し、その隊務を掌理する。
- 6 隊員は、県若しくは関係行政庁の職員、日本赤十字社鳥取県支部の職員又は災害救助活動に関係のある者のうちから知事が任命又は委嘱し、上司の命を受けて救助業務に従事する。

三 救助隊に、次の部を置き、それぞれ業務を分掌する。

総務厚生部

- イ 各部の総合連絡統制に関すること
- ロ 応急救助一般に関すること

公安部

- イ 情報に関すること
- ロ 公安に関すること
- ハ 救出避難に関すること

消防部

消防に関すること

衛生部

医療防疫に関する事

經濟部

救助物資に関する事

技術部

施設、設備等の応急修理に関する事

輸送部

避難者、救助物資、資材等の輸送に関する事

協力部

団体等の協力活動の連絡統制に関する事

四 救助隊に支隊を置く。支隊は、県の各福祉事務所及び各市に置き、所管区域内における非常災害の発生に際して支隊長の指揮に基づき、救助その他緊急措置を実施する。

五 支隊に分隊を置く。分隊は、各町村に置き、地区内における非常災害の発生に際して分隊長の指揮に基づき、救助その他緊急措置を実施する。

別表第三

令第九条の二の規定による救助の程度、方法及び期間

一 収容施設の供与

ハ 避難所

1 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2 避難所設置のため支出することができるものは、次に掲げる費目とする。

イ 人夫賃

ロ 消耗器材費

ハ 建物器物使用謝金

3 避難所設置のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

イ 既存建物利用の場合

一人当り一日につき四円五〇銭

ロ 野外科架設の場合

一人当り一日につき五円二五銭

4 避難所設置の際において次に該当する場合は、

一のハの3の金額に次の範囲内においてそれぞれ加算することができる。

イ 天幕借上げの場合

一人当り一日につき一円五〇銭

ロ 冬期の燃料費(十月一日から翌年三月末日まで)

一人当り一日につき一円五〇銭

5 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

ハ 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全焼、全壊又は流失して、みづからの資力で住宅を得ることができない者とする。

2 応急仮設住宅を設置することができる戸数の限

度は、当該市町村の全焼、全壊及び流失戸数の合計の三割とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

3 応急仮設住宅の規模は、一戸当り一六、五平方メートルとし、その設置に要する費用は三、三平方メートル当り二〇、〇〇〇円以内とする。

4 応急仮設住宅は、災害発生の日から起算して二十日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

5 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から起算して二年以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

二 たき出しその他による食品及び飲料水の供給

ハ たき出しその他による食品の供給

1 たき出しその他による食品の供給は、一のハの

1 により避難所に收容された者、住家が全焼、全壊、半焼、半壊、流失又は床上浸水等のため、炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する者に対して行なう。

2 たき出しを実施するため支出することができるものは、次に掲げる費目とする。

- イ 主食費
- ロ 副食費
- ハ 燃料費
- ニ 雑費

3 たき出しを実施するため支出することができる金額は、一人当り一日につき五〇円以内とする。

4 たき出しを実施することができる期間は、災害発生の日から起算して六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難しい場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

5 住家の被害により、り、災者が一時縁故地等へ避難する場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

難する場合の食品の供給は、2、3、4の例により現物をもつて三日分以内を支給する。

□ 飲料水の供給

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行なう。

2 飲料水の供給のため支出することができるものは、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びにろ水器の薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

3 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難しい場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

三 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、住家の全焼、全壊、半焼、半壊、流失又は床上浸水

により生活上必要な物品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

2 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

- イ 寝具
- ロ 外衣
- ハ 肌着
- ニ 身回り品
- ホ 炊事用品

へ 食器

ト 日用品

チ 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、物品のそう失又はき損の程度がはなはだしくこの限度により難しい場合は、必要な費用を支出することができる。

イ 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人増すごとに
夏季 (四月一日から九月末日まで)	三、一七〇円	三、八五〇円	五、五四〇円	六、四七〇円	八、〇七〇円	一、〇九〇円
冬季 (十月一日から翌年三月末日まで)	四、七七〇円	六、〇五〇円	八、三四〇円	九、七七〇円	一一、二七〇円	一、五九〇円

ロ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人増すごとに
夏季 (四月一日から九月末日まで)	一、〇五〇円	一、二三〇円	一、三九〇円	一、五五〇円	一、八三〇円	二四〇円

多季 (十月一日から翌年三月末日まで)	一、二五〇円	一、四八〇円	一、七四〇円	二、〇〇〇円	二、二八〇円	二九〇円
---------------------	--------	--------	--------	--------	--------	------

4 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間に供給又は貸与することができる場合、必要な期間を延長することができる。

四 医療及び助産

イ 医療

1 医療は、災害のため医療のみちを失つた者に対して応急的に実施し、救護班によつて行なう。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、一般の病院、診療所、あん摩師、はり師又はきゅう師において医療を行なうことができる。

2 医療は、次の範囲内において行なう。

- イ 診療
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術

ニ 病院又は診療所への収容
ホ 看護

3 医療のため支出することができる費用は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の実費とし、やむを得ない事情のため、救護班によらず一般の病院又は診療所において医療を受けた場合には、社会保険診療報酬の額とし、施術による場合には、協定料金の額以内とする。

4 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十四日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

ロ 助産

1 助産は、災害発生の前七日以内に分べんした者であつて、災害により助産のみちを失つた者に対して行なう。

2 助産は、次の範囲内において行なう。

イ 分べんの介助

ロ 分べん前及び分べん後の処置

ハ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料

3 助産のため支出することができる費用は、救護班による場合には使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

4 助産を実施することができる期間は、分べんした日から起算して七日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

五 災害にかかつた者の救出

1 災害にかかつた者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行なう。

2 災害にかかつた者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具の

借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 災害にかかつた者の救出の期間は、災害発生の日から起算して三日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

六 災害にかかつた住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、半壊又は半壊した住家のみづからの資力をもつてしては応急的修理をすることができない者に対して行なう。

2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことができな部分に対して当座の風雨をしのぐ程度に限る。

3 住宅の応急修理をすることができる戸数の限度は、当該市町村の半壊又は半壊した戸数の三割とする。

4 住宅の応急修理をすることができる費用は、一戸りでない。

- 5 住宅の応急修理は、現物をもつて支給する。
- 6 住宅の応急修理は、災害発生の日から起算して一箇月以内に完了しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。
- 七 生業に必要な資金の貸与
 - 1 生業に必要な資金は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯が生業を営むに必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、成業の見込みが確實で償還能力のある世帯に対して貸与する。
 - 2 生業に必要な資金を貸与することができる世帯数の限度は、当該市町村の全焼、全壊及び流失世帯数の二・五割とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - 3 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、一世帯につき一二、〇〇〇円以内とする。

- 4 生業に必要な資金の貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して一箇月以内とする。ただし特別の事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。
- 5 生業資金を貸与する場合は、次の各号に定める条件を附する。
 - イ 貸与期間 二年以内
 - ロ 利率 無利率
 - ハ 確実な保証人 一人以上
- 八 学用品の供給
 - 1 学用品を供給することができる者は、災害による住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）とする。
 - 2 学用品の供給は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品
- 3 学用品の供給のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。
 - イ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、当該市町村教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を供給するための実費
 - ロ 文房具及び通学用品費
 - （1）住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた者
 - 小学生 一人につき 二一〇円以内
 - 中学生 一人につき 三六〇円以内
 - （2）住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた者
 - 小学生 一人につき 七〇円以内

- 中学生 一人につき 一二〇円以内
- 4 学用品を供給することができる期間は、災害発生の日から起算して教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。
- 九 埋葬及び火葬
 - 1 埋葬及び火葬は、災害の際死亡した者について行なう。
 - 2 埋葬又は火葬は、原則として棺、棺材、骨つば等の現物をもつて実際に埋葬又は火葬を実施する者に支給する。
 - 3 埋葬及び火葬のため支出することができる費用は、一体当り大人二、二〇〇円、小人一、八〇〇円以内とする。
 - 4 埋葬及び火葬を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、

必要な期間を延長することができる。

十 応急救助のための輸送

1 応急救助のための輸送は、次に掲げる場合に実施することができる。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

イ 災者の避難

ロ 医療及び助産における移送

ハ 災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 救助用の物資（義えん物資を含む。以下同じ。）の輸送

ヘ 死体の搜索及び処理

ト 障害物の除去

2 応急救助のため支出することができる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のため輸送を認められる期間は、それぞれ当該救助の実施が認められる期間とする。

十一 応急救助のための人夫の使用

1 応急救助のため、次に掲げる場合においては必要な人夫を使用することができる。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

イ 災者の避難

ロ 医療及び助産における移送

ハ 災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 救助用の物資の整理、配分及び輸送

ヘ 死体の搜索及び処理

ト 障害物の除去

2 応急救助のため支出することができる人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のため必要な人夫賃として認められる期間は、それぞれ当該救助の実施が認められる期間とする。

十二 死体の搜索及び処理

一 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態

にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

2 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とし、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索の期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

二 死体の処理

1 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行なう。

2 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班によつて行なうものとする。

4 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げるところによる。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当り三〇〇円以内の額とする。

ロ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存建物を利用する場合は通常当該施設等の借上について必要な額とし、既存建物を利用できない場合は、一体当り三、三平方メートルの範囲内で五、〇〇〇円以内の額とする。

ハ 検案が救護班によることのできない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ニ 死体の処理のため必要な輸送費及び人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

5 死体の処理を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合

は、必要な期間を延長することができる。
十三 災害によつて住居又はその周辺にたい積した土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去。

- 1 障害物の除去は、みづからの資力をもつてしては、障害物を除去することのできない者に対して行なう。
- 2 障害物の除去は、居室、炊事場その他日常生活に欠くことのできない部分に障害物がたい積した場合に限る。
- 3 障害物の除去を行なうことができる戸数の限度は、当該市町村の半壊及び床上浸水した戸数の三パーセントとする。
- 4 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具の借上賃、輸送費及び人夫賃とし、一戸当り五、〇〇〇円以内の額とする。
- 5 障害物の除去を実施することができる期間は、災

害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

別表第四

法第二十四条第五項の規定による実費弁償のため支出する費用の限度

一 令第十条第一号から第四号までに規定する者

(一) 日当

- 1 医師、歯科医師 一、〇〇〇円
- 2 薬剤師 九〇〇円
- 3 保健婦、助産婦及び看護婦 五五〇円
- 4 土木技術者及び建築技術者 一人当り一日につき 一、〇〇〇円
- 5 大工、左官及びとび職

㊦ 勤務手当

一人当り一日につき 六〇〇円

- 1 医師及び歯科医師については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。）の規定により医療職（一）三等級七号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 2 薬剤師については、条例の規定により医療職（一）三等級十八号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職（二）等級八号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級十四号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 5 大工、左官及びとび職については、条例の規定により行政職五等級十一号給の職員に支給する額に相当する額とする。

㊦ 旅費

- 1 医師及び歯科医師については、職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）の規定により医療職（一）三等級七号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 2 薬剤師については、条例の規定により医療職（一）三等級十八号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職（二）等級八号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級十四号給の職員に支給する額に相当する額とする。
- 5 大工、左官及びとび職については、条例の規定により行政職五等級十一号給の職員に支給する額に相当する額とする。

二 令第十条第五号から第十号までに規定する者

（一）業者及びその従業者に対し実費弁償のため支する費用は、当該業務に要した支出実績及びその百分の三以内の額を加算した額とする。

（二）当該業務に従事中、その従事のために生じた物件の損失については、前号の実費弁償のほかその損失額を補償する。

様式第一号

保管 第 号

公 用 令 書

住 所
(所在地)

氏 名

（法人その他の団体については、その名称）
 災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊟

物資の種類	数量	所在の場所	期 間

切 取 線

受 領 書

保管 第 号

一 公用令書

右 受 領 した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名 ㊟

（法人その他の団体については、その名称）
 鳥取県知事 氏 名 殿

様式第一号の二

収用 第 号

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

（法人その他の団体については、その名称）
 災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の物資を収用する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊟

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

切 取 線

受 領 書

収用 第 号

一 公用令書

右 受 領 した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名 ㊟

（法人その他の団体については、その名称）
 鳥取県知事 氏 名 殿

様式第一号の三

管理 第 号

公 用 令 書

住 所

(所在地)

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の施設
を管理する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名 ㊟

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

管理 第 号

受 領 書

一 公用令書
右受領した。

年 月 日
住 所

切 取 線

(所在地)

氏 名 ㊟

(法人その他の団体については、その名称)
鳥取県知事 氏 名 ㊟

様式第一号の四

使用(土地、家、
屋、物資) 第 号

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の土地、
家屋、物資を使用する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名 ㊟

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

切 取 線
受 領 書

使用(土地、家、
屋、物資) 第 号

一 公用令書

右受領した。

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名 ㊟

(法人その他の団体については、その名称)

鳥取県知事 氏 名 ㊟

様式第二号

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づく 公用令
書を、左記のとおり変更したので、同法施行規則第一
条第四項の規定により、これを交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊟

記

物資の種類	数量	所在の場所	期 間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

公用変更令書
発付番号 第 号
発付年月日 年 月 日

受領書

一 公用変更令書
右受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏 名 〇

(法人その他の団体については、その名称)

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第三号

公用取消令書
発付番号 第 号
発付年月日 年 月 日

公用取消令書

住所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称) 災害救助法第二十六条の規定に基づく を必要としなくなつたので、同法施行規則第一条第五項の規定により、これを交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 〇

公用取消令書
発付番号 第 号
発付年月日 年 月 日

受領書

一 公用取消令書

右受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏 名 〇

(法人その他の団体については、その名称)

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第四号

公用令書発付番号 第 号
公用令書発付年月日 年 月 日

強制物件台帳

所有者住所

氏 名

占有者住所

氏 名

(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区分	種類	数量	場所	名称	範囲期間	引渡時期	備考(変更理由)

欄	補償	損失	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考

変更事項及び理由

取消理由

補償損失

様式第五号

受領調書

災害救助法第二十六条によつて収用(使用)する物資を左記のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各一通所持するものとする。

年 月 日

鳥取県事務(技術)吏員

受領者 氏

名 ㊟

物資所有者(又は占有者)

立会人 氏

名 ㊟

記

- 一 受領した県名 鳥 取 県
- 二 受領した物資の種類及び数量
- 三 受領した年月日
- 四 受領した場所
- 五 その他必要と認める事項

様式第六号

損失補償請求書

公用令書 発付番号	第	号
公用令書 発付年月日	年	月 日

請求額 円

内請 損失補償額算出明細書及び受領調書写別紙
のとおり

右金額を、左記の理由により請求する。

請求理由 記

年 月 日

住所 (所在地)

氏

名 ㊟

(法人その他の団体については、その名称、代表者氏名)

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第七号

公用令書 発付番号 第 号 公用令書

住所

職業

年 月 日 氏 名

(法人その他の団体については、その名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地)
右の者、災害救助法第二十四条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務

従事すべき場所

従事すべき期間

出頭すべき日時及び場所

年 月 日から
年 月 日まで 自間

(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要認める事項を記載すること。)

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊟

切 取 線

公用令書 発付番号 第 号 受領書

一 公用令書

右受領した。

年 月 日

午前 時 分

住所 (所在地)

氏

名 ㊟

(法人その他の団体については、その名称)

鳥取県知事 氏 名 殿

裏面

- 一 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携帯し、指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。
- 二 従事令書の交付を受けた者が傷病、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官吏の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること）を添え、この令書を発した者から遅滞なく届出ること。
- 三 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官吏、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届出ること。
- 四 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 五 従事令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第四十五条の規定により六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処せられる。

様式第八号

公用取消令書
番号 第 号
年月日 年 月 日

公用取消令書

（法人その他の団体については、その名称）
災害救助法第二十四条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなつたので、同法施行規則第四条の規定により、これを交付する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名 ㊟

切取線

公用取消令書
番号 第 号
年月日 年 月 日

受領書

一 公用取消令書
右受領した。

様式第九号

年月日

午前 午後 時 分

住所 (所在地)

氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿
（法人その他の団体については、その名称）

公用令書 第 号
発付番号
公用令書 第 号
発付年月日

救助従事者台帳

住所 職業

氏 名 日生

従事すべき救助業務
従事すべき場所
従事すべき期間

出頭すべき場所	出頭すべき日時	公用令書理由	負傷、疾病にかかり又は死亡した日時	負傷、疾病にかかり又は死亡した原因	傷病名、傷病の程度及び身体状況	備考

支助金欄	扶助金種類	金額	支給年月日	備考

氏 名 本人との生年月日 職業 備考

負傷、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族との関係に於ける状況

三 頁 二 頁

<p>災害救助法 第二十七条 (条文挿入)</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 課 名</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>鳥 取 県 知 事 氏 名</p>
-----------------------------------	--

<p>様式第十号</p>	<p>公用令書発付 番号 第 号</p> <p>公用令書 発付年月日 年 月 日</p>	<p>請求額 円</p>	<p>実費弁償請求書</p>	<p>内 訳 別紙明細書のとおり</p> <p>災害救助法施行規則第五条の規定に基づき、左記事 実によつて、右金額を請求する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 従事した業務 二 従事した期間 三 従事した場所 <p>年 月 日</p> <p>住 所 (所在地)</p> <p>職 業</p> <p>氏 名</p> <p>鳥 取 県 知 事 氏 名 殿</p> <p>氏 名</p> <p>経 由 ()</p>
--------------	--	--------------	----------------	--

一 頁 四 頁

<p>災害救助法第二十七条の規定による立入検査 証 票</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 二 この証票は、年 月 日まで有効とする。 三 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに返還しなければならない。
-------------------------------------	---

様式第十二号

災害救助法による
療養 障害 遺族
打切 葬祭
扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名
負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因	負傷、疾病又は死亡の原因
傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況	傷病名、傷病の程度及び身休の状況
公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号	公用令書番号
氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備考	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

災害救助法第二十九条の規定による扶助金を支給された、別紙を添えて申請する。

鳥 取 県 知 事 氏 名 殿

住 所

年 月 日

氏 名

告示

鳥取県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、穴沢土地改良区の定款変更は、昭和三十五年三月十八日認可した。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十四号

昭和三十五年一月十日付けで、西伯郡大山町今在家谷村福一ほか十四名の者から申請のあつた今在家土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十五年三月二十二日から同年四月十日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所
西伯郡大山町役場

鳥取県告示第百十五号

昭和三十四年十二月二十五日付けで、西伯郡岸本町久古幸本定寿ほか十四名の者から申請のあつた久古土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十五年三月二十二日から同年四月十日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所
西伯郡岸本町役場

鳥取県告示第百十六号

昭和三十四年十二月二十五日付けで、西伯郡岸本町岸本岡田輝男ほか十四名の者から申請のあつた岸本土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十五年三月二十二日から同年四月十日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所
西伯郡岸本町役場

鳥取県告示第百十七号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号

名号

種類

飼養者住所氏名

摘要

昭三四鳥取一第三九号

庄貞

黒毛和種

鳥取県東伯郡三朝町 西村 節夫

種畜の用を廃す

昭三四鳥取一 第四二号	花秀	黒毛和種	倉吉市別所	松井 秋光	倉吉市岡	朝倉 富雄
第五号	花福	"	東伯郡東伯町	亀本 又藏	東伯郡東郷町	山根 仲寿
第八〇号	寿秀	"	赤碓町	鳥取県種畜場	北条町	西村 昌晴
昭三四鳥取二第一六号	清光	"	"	西伯郡会見町	梅原 享	"
第二五号	第七保命	"	"	米子市上福原	舖倉 忠夫	"
第六号	栄一	"	"	西伯郡大山町	林原 豊	沖繩に転売

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 名号 種類 飼養者 住所 氏名

鳥取県告示第百十八号
次の種畜につき種畜証明書の書換えがあつた。

鳥取県告示第百十九号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたとみなされるものは、

次のおりである。
昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

所在地

受理年月日

仲倉医院	倉吉市越殿町一、五五一	昭和三四、一〇、五
大谷医院	八頭郡家町宮谷一本木	一〇、一六
安田齒科医院	米子市朝日町五	"
河野医院	境港市栄町一三四	"
小林齒科医院	八頭郡用瀬町二六七	"
阿部齒科医院	米子市朝日町二八	"
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	"
幡病院	鳥取市吉方二五一ノ一	一一、一四
伯耆酪農診療所	東伯郡東伯町保三七	一一、一七
鳥取生協病院附属第二事業場診療所	鳥取市川端一丁目四八	一一、二六
鹿野町国民健康保険小鷲河診療所勝谷分室	気高郡鹿野町寺内	一二、一七

鳥取県告示第百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十八条に規定する国民健康保険医として同法第三十九条第三項の規定により登録を受けたとみなされるものは、次のおりである。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏名 登録年月日

鳥国医 六二二 福永喜代治 昭和三四、一〇、一七

鳥取県告示第百二十二号
 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年

年厚生省告示第百七十八号）の規定により次のようにその設備の実施を承認した。
 昭和三十五年三月二十二日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

北岡医院 倉吉市明治町一、〇三一 食第二十八号
 鳥取県告示第百二十三号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
 五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十五年三月二十二日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 全病棟（六十六床） 昭和三五、三、一

氏名	住所	診療所	登録の記号番号	登録年月日
中島 隆司	鳥取市東品治町		鳥医七五七	昭和三五、三、一七

鳥取県告示第百二十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十五年三月二十二日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 昭和三十五年三月十日 キモト歯科医院 倉吉市宮川町一八五 歯科 木本 正徳

鳥取県告示第百二十五号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
 別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十六日	八頭郡智頭町智頭地区	智頭家畜市場
" 二十八日 "	那岐	野原家畜検診所
" 二十九日 "	山郷	中原 "
" 三十日 "	山形	河合 "
" 三十日 "	富沢	新見 "

鳥取県告示第百二十六号

次のように牛のピロプラズマ病検査並びにダニ駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗	
一 実施の目的	ビロプラズマ病予防のため
二 実施の区域	別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	ビロプラズマ病検査及びダニ駆除……牛。ただし三才未満のもの
四 実施の期日	別表のとおり
五 検査及び注射、駆除の方法	ビロプラズマ病検査……血液塗抹検査 ダニ駆除……BHC剤散布
別表	
実施期日	実施区域 実施場所
三月二十一日	日野郡日南町花口地区 花口家畜検診所
〃二十二日	〃 〃 〃
〃二十三日	〃 〃 神戸上 〃 神戸上 〃
〃二十四日	〃 〃 〃
〃二十五日	〃 〃 〃
〃二十六日	〃 〃 萩山、萩原 〃 萩山、萩原 〃
〃二十八日	〃 〃 新屋、湯河 〃 新屋、湯河 〃
〃二十九日	〃 〃 茶屋 〃 茶屋 〃
〃三十日	〃 〃 尾郷 〃 尾郷 〃
〃三十一日	〃 〃 菅沢 〃 菅沢 〃
四月一日	〃 〃 上坂、豊栄 〃 上坂、豊栄 〃
〃二日	〃 〃 失戸、宮内 〃 失戸、宮内 〃
鳥取県告示第二百二十七号	
倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理施行者倉吉市長から昭和三十五年三月十一日申請のあつた倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理に関する設計及び施行規程の変更については、施行規程第十九条第二項にかかる変更を除き、これを昭和三十五年三月二十二日認可した。	
昭和三十五年三月二十二日	
鳥取県知事 石 破 二 朗	
鳥取県告示第二百二十八号	
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百	

七十九条第一項の規定により、昭和三十四年五月鳥取県告示第二百六十号をもつて行なつた鳥取市における町及び字の区域の変更処分を、次のとおり改める。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

変更後	従前	の	町	地名	番
町名	町、大字	(字)	地	地	番
立川町二丁目	立川町五丁目	三八三番の二(一部)、三八三番の三(一部)、三九〇番(一部)、三九四番(一部)、三九五番(一部)、三九六番(一部)、自三九七番、四〇四番、四〇四番の一(一部)、四〇五番(一部)、四〇五番の一(一部)、四〇七番(一部)、四〇七番の二(一部)、四〇七番の三(一部)、四〇七番の四(一部)	立川町二丁目	二番の一、自二番の二、自二番の三、自二番の四、自二番の五、自二番の六、自二番の七、自二番の八、自二番の九、自二番の十、自二番の十一、自二番の十二、自二番の十三、自二番の十四、自二番の十五、自二番の十六、自二番の十七、自二番の十八、自二番の十九、自二番の二十、自二番の二十一、自二番の二十二、自二番の二十三、自二番の二十四、自二番の二十五、自二番の二十六、自二番の二十七、自二番の二十八、自二番の二十九、自二番の三十、自二番の三十一、自二番の三十二、自二番の三十三、自二番の三十四、自二番の三十五、自二番の三十六、自二番の三十七、自二番の三十八、自二番の三十九、自二番の四十、自二番の四十一、自二番の四十二、自二番の四十三、自二番の四十四、自二番の四十五、自二番の四十六、自二番の四十七、自二番の四十八、自二番の四十九、自二番の五十、自二番の五十一、自二番の五十二、自二番の五十三、自二番の五十四、自二番の五十五、自二番の五十六、自二番の五十七、自二番の五十八、自二番の五十九、自二番の六十、自二番の六十一、自二番の六十二、自二番の六十三、自二番の六十四、自二番の六十五、自二番の六十六、自二番の六十七、自二番の六十八、自二番の六十九、自二番の七十、自二番の七十一、自二番の七十二、自二番の七十三、自二番の七十四、自二番の七十五、自二番の七十六、自二番の七十七、自二番の七十八、自二番の七十九、自二番の八十、自二番の八十一、自二番の八十二、自二番の八十三、自二番の八十四、自二番の八十五、自二番の八十六、自二番の八十七、自二番の八十八、自二番の八十九、自二番の九十、自二番の九十一、自二番の九十二、自二番の九十三、自二番の九十四、自二番の九十五、自二番の九十六、自二番の九十七、自二番の九十八、自二番の九十九、自二番の百	七四番(一部)、七五番(一部)、七六番(一部)、七七番(一部)、七八番(一部)、七九番(一部)、八〇番(一部)、八一番(一部)、八二番(一部)、八三番(一部)、八四番(一部)、八五番(一部)、八六番(一部)、八七番(一部)、八八番(一部)、八九番(一部)、九〇番(一部)、九一番(一部)、九二番(一部)、九三番(一部)、九四番(一部)、九五番(一部)、九六番(一部)、九七番(一部)、九八番(一部)、九九番(一部)、百番(一部)
並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部					

を

行 徳

西 品 治

字 行徳北側

自一五番
至五六番の一

字 新白

自五七番
至六一番の一 至六四番の六

字 行徳西前

自三六番、三七四番合併
至四一二番次四

字 行徳乗越

自四一三番の三、自四一五番の三、
至四一五番の二、至四二〇番の三、
八七八番、八七九番、八八四番

字 外新畑

三九五番の一、三九五番の四、
三九五番の五、五七四番の九
字 行徳廻り土手の外

と変更する。

並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部

立川町二丁目

七三番七四番合併(一部)
七五番七六番

番の一(一部)、四〇五番(一部)、四〇五番の一(一部)、四〇六番、四〇六番内第一、四〇七番の一(一部)、四〇七番の二(一部)、四〇七番の三(一部)、
四〇七番の四(一部)

吉 方 町

吉 方 町

立川町五丁目

部)、自三九一番、三九四番(一部)、三九五番(一部)、三九六番(一部)、
至三九三番、三九四番、四〇五番(一部)、四〇五番の一(一部)、四〇六番、
四〇六番内第一、四〇七番の一(一部)、四〇七番の二(一部)、四〇七番の三
(一部)、四〇七番の四(一部)

立川町二丁目

七三番七四番合併(一部)
七五番七六番

並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部

立川町五丁目

三八三番の一(一部)、三八三番の二(一部)、三八三番の三(一部)、三八四
番の一、三八五番の一、三八五番の二(一部)、自三八六番、三九〇番(一部)、
自三九一番、三九四番(一部)、三九五番(一部)、三九六番(一部)、四〇四
至三九三番

自八番の二、自九番の三、自一一番の四、一二番四、自二九番の三、三五番
至九番の一、至一一番の一、至一一番の三、至二九番の五、
の四、自三六番の三、自三七番の三、四〇番の三(一部)、四一番の二(一部)、
自四一番の二、四二番の二(一部)、四二番の三、四三番の一(一部)、自四四
至四二番の一、四二番の六、自九二番の八、九四番の二、自九四番の八、自一〇〇番
番の一、九二番の六、自九二番の八、九四番の二、自九四番の八、自一〇〇番
の二、自一三五番の一、自一五八番の五、自一七八番の二、自一七八番の二
の二、自一七八番の三、自一七八番の五、自一七八番の二、自一七八番の二
自一七八番の六、一八一番の一、自一八二番、自一七七番、自一七八番の二
至一七八番の七、一八一番の一、自一八二番、自一七七番、自一七八番の二
至一七八番の七

を

行	徳	字 宮田 一番の一(一部)、一番の三、一番の四(一部)、一番の五、一番の六 字 善右エ門田 四番の一(一部)、五番の三(一部) 字 鳥羽屋田 八二番(一部)、八二番内第一(一部)、八三番(一部)、八五番の一(一部)、八五番の二(一部)、八五番の三、八五番の四 字 鳥羽屋田西 八六番の一(一部)、八七番の一(一部)、八七番の二(一部)、八七番の三(一部)、八七番の四(一部) 字 今町筋西側下モ 自六番の一 至八番の一 字 東福羅 一九番(一部)、二〇番、二一番(一部)、二二番統一(一部)、二二番統三(一部)、二二番の四(一部)、二二番の五(一部)、二二番の六(一部)、二三番(一部)、二四番の一 字 西福羅 二六番の一、二七番の一(一部)、二七番の三(一部)、二八番の二(一部)を除く行徳の残り全部
---	---	--

並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部

と変更する。
備考 ただし、土地の表示は、昭和三十四年一月一日現在の土地台帳による。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号
臨時教育委員を次のとおり招集する。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦
一日 時 昭和三十五年三月二十五日午後一時

昭和三十五年三月二十六日午前十時
昭和三十五年三月二十九日午後一時
昭和三十五年三月三十日午前十時
昭和三十五年三月三十一日午前十時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室
三 議題 教育関係職員人事について

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八條第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 期日及び場所
昭和三十五年四月二十二日(金曜日)、午前十時から午後三時まで
倉吉市広瀬町 鳥取県倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

- 筆記試験
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。
- 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の毒物及び劇物の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。
- 手続
受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)第二条に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和三十五年四月十五日までに、所轄保健所長に提出すること。

- 履歴書
- 戸籍抄本
- 写真(申請前六カ月以内に脱帽で上半身を撮影し

た名刺型で、台紙にはりつけてないもの）二枚
4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤
の中毒患者、おし、つんば、盲、又は色盲の者でな
いことを証する医師の証明書

別記

- 一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ペ
ルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒
素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、
甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、
雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有す
る製剤
- 五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する
製剤
- 六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれ

かを含有する製剤
七 アトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する
製剤

- 八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有す
る製剤
- 九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及び
これを含有する製剤
- 十 ジメチルパラニトロフェルニチオホスフェイト及び
これを含有する製剤
- 十一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホ
ネイト及びこれを含有する製剤
- 十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有
する製剤
- 十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイ
ト及びこれを含有する製剤
- 十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製
剤
- 十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水
酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除
く。

十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤

十八 けいふつ化水素酸塩類

十九 銅鉛類。ただし、雷銅を除く。

二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤

二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

二十二 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアル
デヒド一パーセント以下を含有するものを除く。

二十三 ロテノン及びこれを含有する生薬（デリス根、
魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。

ただし、ロテノン二パーセント以下を含有するものを
除く。

二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇パーセ
ント以下を含有するものを除く。

二十五 ブロムメチル

二十六 二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノ

ール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニ
トロ―六―シクロヘキシルフェノール一五パーセント
以下を含有するものを除く。

二十七 ベンタクロルフェノール、その塩類及びこれら
のいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフ
エノールとして五パーセント以下を含有するものを除
く。

二十八 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―
六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製
剤

二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらの
いずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル
酸として一五パーセント以下を含有するものを除く。

三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエン
ド

ジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤

三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン
及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキ
サヒドロジメタノナフタリン五パーセント以下を含有

するものを除く。

三十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五パーセント以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくか

らく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくか

らく着味されているものを除く。

三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくか

三十六 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤

三十七 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

昭和三十五年鳥取県立保育専門学校入学試験合格者は次のとおりである。

昭和三十五年三月二十二日		鳥取県知事 石 破 二 朗	
受験番号	氏名	受験番号	氏名
三一	田中 純子	一三	桑本 道子
一九	門脇 靖	六九	西原 道子
六七	渡辺 東子	一二	湯村 敏子
一一	稲村、栄子	六六	岩田実知子
五三	高木 千恵	三七	宮本多禧子
八	岡崎多美子	四二	景山 初枝
一五	西山 稔子	四	中井 節子
二〇	田中 延枝	一四	井尾 幸江
二一	遠藤喜美江	五二	岸本 志磨

物品の名称	種類	数量	形状	児童が物品を所持するに至った理由	保管場所
子供用自転車	二十四インチ女子用	一台	赤色半ケイス付中古車	昭和三十四年七月頃に米子市東倉吉町米子信用金庫前自転車置場に置いてあった所有者不明の自転車を窃取したものである。	米子市角盤町三丁目鳥取県立米子児童相談所
七八	石上美代子	一七	宮脇 迪子	<p>次の物品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十二条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、当該物品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に、鳥取県立米子児童相談所長に申し出られない。</p> <p>昭和三十五年三月二十二日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>	八五 早瀬 敦子
六三	内田 靖子	三	田中佐和子		
二二	田中 久恵	三〇	小嶋 範子		
九	吉村 公恵	六四	藤山 佳子		
四一	山根由美子	二九	沖田 幸子		
四四	野坂 令子	二六	岡村 啓江		
五八	西川多鶴子	三八	野口 素子		
七一	小椋 京子	一八	岸本 春恵		
六一	小塩 幸子	一〇	矢田 裕子		
四九	小谷 悦子	二四	美沢 翠		

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となりますが、昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者又は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込みください。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行ないません。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

